

令和8年2月2日

王寺町長 平井 康之 殿

王寺町まちづくり基本条例審議会  
会長 中川 幾郎

王寺町まちづくり基本条例について（答申）

令和7年7月24日付王政第400号で諮問のあった王寺町まちづくり基本条例について、本審議会として慎重に審議を行った結果、下記のとおり結論を得ましたので答申します。

記

○審議結果

(1) 王寺町まちづくり基本条例の見直しについて

本審議会での協議の結果、本条例については、改正の必要は無いとの結論に至りました。

(2) 逐条解説の見直しについて

本審議会での協議の結果、社会情勢の変化等に対応し、別添のとおり修正が必要であるとの結論に至りました。

(3) 留意事項

なお、本審議会といたしまして、本条例の推進にあたり、留意すべき事項を下記のとおり申し添えます。

- ① 協働のまちづくりの推進のため、あらゆる事業において参画と協働を意識するとともに、町民、町議会、行政が連携してまちづくりに取り組めるよう努められたい。
- ② 本条例の趣旨と内容をできるだけ多くの町民に周知し、理解を深められるよう努められたい。
- ③ 地域課題解決のための住民組織「まちづくり協議会」の設立に向け、体制の整備や機運醸成など、各種団体が連携・協力できる環境づくりを進めていただくとともに、地域の実情に応じた支援を引き続き行っていただきたい。

以上